

令和3年度 特別養護老人ホーム 事業計画

<基本方針>

利用者の心身の状態に配慮し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、利用者のニーズに答えられるように、必要な援助と介護サービスの提供を目的とします。

1. 利用定員

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 50名

2. 職員定数

① 施設長	1名
② 介護職員	20名
③ 生活相談員（管理者）	1名
④ 看護職員	4名
⑤ 機能訓練指導員	1名
⑥ 介護支援専門員	1名
⑦ 管理栄養士	1名

3. 事業運営の基本計画

法人の基本理念を基に以下の計画を実行します。

1. 感染症や食中毒の予防を図り、利用者の健康管理の充実を図る。
2. 地域社会の多様な介護ニーズに応える為に、利用者の自立を支援し、自宅での生活に着目し利用者の生活歴に配慮した個別サービスの提供に努める。
3. 利用者の心身の状況に応じた介護サービス計画に基づき、施設における日常生活に必要なサービスを明るく家庭的な雰囲気の中で行い、適切な介護を提供する。
4. 利用者の自立と自己実現を尊重し、利用者が快適に安心して暮らして頂けるように福祉医療の関係機関との連携を図り、適切なサービスを提供する。
5. 利用者、家族様へ安心していただき、信頼を得られるような施設運営にする。
6. 地域社会に対して、介護予防、福祉活動体験を始め介護に関する活動を積極的に行う。また、地域の社会資源の1つとして、社会的貢献に取り組みを行う。

4. 事業目標

1. 施設の危機管理体制の充実を図り、介護事故、感染症、災害の発生時に適切に利用者の生命の保護が図られるようにします。
2. 職員一人一人が利用者のニーズに応えられるよう、接遇・介護技術の向上を図り、研修を実施します。
3. 定期的にサービス担当者会議を開催し、利用者、家族様の御希望を確認しながら日々の介護内容を評価し、利用者一人一人に応じた介護計画の立案を行います。

- 4.地域医療機関との連携を図り、利用者が適切な医療サービスを受けて頂けるようにします。
- 5.看取り介護等の実施により、利用者及び家族様の心身の介護負担軽減を図ります。
- 6.ボランティア活動の受け入れを積極的に行い、介護に関する情報を地域へ発信できるようにします。
- 7.キャリアパス研修の充実を図り、職員の資質向上を目標に研修を実施します。
- 8.利用者との関わりを重視し、傾聴を心がけ、可能な限り自己決定を促します。

5. 事業運営

(1) 利用者本位のサービスの実践

①ケアマネジメント体制の充実

- ア. 利用者のニーズに沿いつつ、利用者が尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、個別サービス計画を多職種で策定し、計画に沿ったサービスを提供する。
- イ. 各個別サービス計画が日々の生活の中で有効に展開されているか評価・モニタリングを適切に実施し、個別ケアの充実を図る。

②看取り介護への対応

主治医、看護師、相談員、介護士が連携し、状態変化時の報告等、御家族との連携を密にして、終末医療ニーズを的確に把握し、御家族同意のもとでニーズに沿った対応を行う。

③委員会活動について

◇感染予防対策委員会

- ①「感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針」に基づき、感染対策委員会を定例開催（年4回）し、感染症管理体制を強化する。
- ②感染症発生時には臨時の委員会を開催し、対応策を決定して感染拡大を防止する。

◇事故防止委員会

- ①事故防止対策委員会を定例開催（年4回）し、また、その他必要に応じ委員会を臨時開催し、事故防止体制の強化に努める。
- ②ヒヤリハット、事故報告書を分析し、再発防止に努める。

◇口腔ケア委員会

- ①口腔ケア委員会の定例開催（年4回）し、利用者への口腔ケアの実施、御利用者の口腔機能の維持を図る。
- ②嚥下機能が低下された利用者に対して、御家族同意のもと食事形態、食事介助方法を決定し、経口摂取の維持を図る。

◇リハビリ委員会

- ①利用者が日常生活を営むのに必要な身体機能の維持、身体機能低下の防止を図る。
- ②レクリエーション、行事、利用者の有する能力を活用した介護等を通じて、身体機能の維持を図るための必要な訓練を行う。

◇身体拘束廃止委員会

「身体拘束廃止マニュアル」に基づき利用者本人または他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者

の行動を制限する行為を行わないことを職員に徹底するとともに、身体拘束廃止委員会を年4回定例開催し、拘束廃止に向けての解決策を検討する。

◇権利擁護委員会

権利擁護委員会を年4回定例開催し、利用者が安心して生活できるように、その方が持つさまざまな権利を守る取り組みを行う。

◇褥瘡予防対策委員会

①褥瘡予防対策委員会を年4回定例開催し、対策を討議・検討し発生の予防、早期治療を図る。

②褥瘡の評価と治療方針、ケアプランの立案し実施する。

6. 利用者へのサービス

(1) 食事について

①食事は、ダイルームで摂ることを原則とするが、御家族等がみえた場合など状況により、御希望の場所に変更することが出来る。

②食事開始時間は、朝食8時、昼食12時、夕食17時30分を原則とし、おやつは15時に提供する。利用者の状態等により時間変更となる場合には、適切に保管のうえ提供する。

③食事は適温で提供することとし、基本的な栄養所要量を満たしつつ、利用者の嗜好や季節の食材を生かした献立を作成する。また医師の発行する食事箋に基づいた治療食や嗜好等による代替食など、利用者の状況にあった食事を提供する。

④利用者の低栄養状態等の予防・改善のため、利用者の栄養アセスメントの結果に基づき栄養ケア計画を作成し、計画に沿った食事を提供する。

⑤経口摂取の維持のためのサービスを行うとともに、嚥下困難な利用者に対しては、できるだけ口からの食事摂取が維持できる食事を提供する。

⑥食事は、主食と副食に分けて、次により実施する。

- ・主食 米飯 軟飯 ソフト粥 ソフト食 ミキサー
- ・副食 常食 一口大 きざみ ソフト食 ミキサー

(2) 入浴について

①入浴は、週2回を原則とする。なお、入浴形態は、個人浴・機械浴・リフト浴とし、利用者個々の状態に最も適した浴槽を使用する。

②健康状態により医師の指示に基づいて入浴を中止する利用者に対しては、清拭を実施する。

(3) 排泄について

①排泄は、利用者一人ひとりの心身の状況に合わせて個別に対応し、できるだけトイレでの排泄が維持できるように支援する。

②居室での排泄介助にあたっては、利用者の尊厳やプライバシーに配慮し、身体機能に最も適した方法で苦痛のないように行う。

③オムツを使用されている利用者一人一人が快適な状態で過ごせるよう、交換時間、用品の選定についても適宜検討し、排泄環境の改善を図る。

(4) 健康管理について

- ①看護師は、利用者一人ひとりの既往歴や現疾病の状況を十分に把握し、常に体調の変化に留意し、他職種との連携を密にして必要な医療処置、病気の予防等、健康管理に努める。
- ②日常生活のなかで利用者の心身の状態を注意深く観察し、看護師との緊密な連携の下に、早期発見・早期治療に努める。
- ③利用者が服薬中の薬剤については看護師が管理し、与薬介助にミスのないように十分に注意する。
また、看護師は御家族等の同意の下に薬剤情報提供書を取り寄せ、薬剤についての情報を的確に介護士に伝える。

7. 地域社会との協働と貢献

(1) 地域との連携体制の強化

- ①地域で生活される高齢者のサービスニーズを把握し、地域の社会資源の役割を果たすよう努める。
- ②講習会への協力や地域のイベント等への参加を通じて、地域住民との密な連携を図る。
- ③ホームページ等を通じて、施設情報を積極的に公開していく。

(3) 専門性の活かせる職場づくり

①研修体制の充実

- ア、新任職員には、入社時研修の他、定期的な業務習得状態の確認を通じて必要な指導を行う体制を継続する他、全職員の資質向上を目指して施設内研修を定期的開催する。
- イ、施設外研修にも積極的に参加させ、個人が習得した知識、技術を共有できるように伝達研修に努める。

6. 施設運営・管理について

(1) 入所者決定について

入所者の決定に関しては透明性・公平性の確保に努め、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に基づき入所判定委員会を開催し、入所者を決定する。

(2) 苦情対応について

苦情責任者並びに苦情受付担当者は、利用者等からの苦情に対して誠意ある態度で臨み、その内容を真摯に受け止め、問題解決を目指す。

(3) 環境美化及び施設整備

- ①利用者の居室・共有空間の掃除をこまめに行い、整理、整頓を実施する。
- ②清潔さを維持し快適な生活の場を提供する。

(4) 個人情報保護の取り組み

- ①個人情報保護に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努める。

②個人情報の利用目的を特定し、公正かつ適切に実施する。

(5) 防災計画

- ①非常食・緊急用食料・飲料水・懐中電灯・ラジオ常備、施設内外の危険個所の把握、点検、改善等の防災対策を徹底する。
- ②施設の防災設備が円滑に機能するよう、点検、整備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないようにする。
- ③火災、地震・土砂災害が発生した場合、利用者の人命保護が迅速的確に実施できるよう、年3回の防災訓練を実施する。また、必要に応じて防災のための訓練を取り行う。

(6) 御家族との連携

施設運営等について、御家族の理解と協力を得るため、意見交換や交流等を行う。常に利用者、御家族の意向の把握に努め、それらを施設運営に活用していく。

御家族とは利用者の体調の変化などについて日頃より連絡を密にし、相互の信頼関係を築くことができるよう努め、制度改正や施設運営上の変更等がある場合には、それらの情報を適宜、的確に御家族に提供する。

(7) 業務の見直しと改善

良質なサービスを提供し、かつ業務を効率的・効果的に行うために、職員は常に各々の業務の見直しを行い、改善に努める。

(8) 職員の健康管理

年1回の健康診断を実施し、職員の健康状態の把握に努める。職員全員が出社時に体温測定と手洗いを実施する。